## **違法行為と罰則一覧**(技能実習法に規定)

| チェック | 罰則適用条項  | 内容   | 量刑                          | 罰則規定     |
|------|---|--|-----------------------------|----------|
|      | 第13条第1項<br>(報告徴収等)  | 第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の<br>提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは<br>虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれら<br>の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽<br>の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、<br>妨げ、若しくは忌避した者 | 30万円以下の罰金                   | 第112条第1号 |
|      | 第15条第1項<br>(改善命令等)  | 第15条第1項の規定による改善命令の処分に違反し<br>た者   | 6月以下の懲役又は<br>30万円以下の罰金      | 第111条第1号 |
|      | 第17条<br>(実施の届出)   | 第17条の規定による実施の届出をせず、又は虚偽の<br>届出をした者   | 30万円以下の罰金                   | 第112条第2号 |
|      | 第19条第1項<br>(技能実習を行わせる<br>ことが困難となった場<br>合の届出等)                     | 第19条第1項の規定による技能実習継続困難時の届出をせず、又は虚偽の届出をした者   | 30万円以下の罰金                   | 第112条第3号 |
|      | 第19条第2項<br>(技能実習を行わせる<br>ことが困難となった場<br>合の届出等)                     | 第19条第2項の規定による技能実習継続困難時の通知をせず、又は虚偽の通知をした者   | 30万円以下の罰金                   | 第112条第4号 |
|      | 第20条<br>(帳簿の備付け)  | 第20条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者   | 30万円以下の罰金                   | 第112条第5号 |
|      | 第23条第1項<br>(監理団体の許可)  | 第23条第1項の規定に違反して許可を受けずに実習<br>監理を行った者  | 1年以下の懲役又は<br>100万円以下の罰<br>金 | 第109条第1号 |
|      | 第23条第1項、第31<br>条第2項又は第32条<br>第1項<br>(監理団体の許可)等                    | 偽りその他不正の行為により、許可、許可の有効期間<br>の更新又は変更の許可を受けた者  | 1年以下の懲役又は<br>100万円以下の罰<br>金 | 第109条第2号 |
|      | 第23条第2項<br>(第31条第5項及び第<br>32条第2項において準<br>用する場合を含む。)<br>(監理団体の許可)等 | 第23条第2項(第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書であって虚偽の記載のあるものを提出した者  | 30万円以下の罰金                   | 第112条第6号 |
|      |   | 第23条第3項(第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書であって虚偽の記載のあるものを提出した者  | 30万円以下の罰金                   | 第112条第6号 |
|      | 第28条第1項<br>(監理費)  | 第28条第1項の規定に違反して、手数料又は報酬を<br>受けた者   | 6月以下の懲役又は<br>30万円以下の罰金      | 第111条第2号 |
|      | 第32条第3項<br>(変更の許可等)   | 第32条第3項の規定による変更の届出をせず、若しく<br>は虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類であって<br>虚偽の記載のあるものを提出した者  | 30万円以下の罰金                   | 第112条第7号 |
|      | 第33条第1項<br>(技能実習の実施が困<br>難となった場合の届出)                              | 第33条第1項の規定による技能実習継続困難時の届<br>出をせず、又は虚偽の届出をした者   | 30万円以下の罰金                   | 第112条第8号 |
|      | 第34条第1項<br>(事業の休廃止)   | 第34条第1項の規定による事業の休廃止の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止した者   | 30万円以下の罰金                   | 第112条第9号 |
|      | 第35条第1項<br>(報告徴収等)  | 第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の<br>提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは<br>虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれら<br>の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽<br>の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、<br>妨げ、若しくは忌避した者 | 30万円以下の罰金                   | 第112条第1号 |
|      | 第36条第1項<br>(改善命令等)  | 第36条第1項の規定による改善命令の処分に違反した者   | 6月以下の懲役又は<br>30万円以下の罰金      | 第111条第3号 |

| 第37条第3項<br>(許可の取消し等)       | 第35条第1項の規定による事業停止命令の処分に違<br>反した者  | 1年以下の懲役又は<br>100万円以下の罰<br>金                | 第109条第3号  |
|----------------------------|---|--|-----------|
| 第38条<br>(名義貸し)             | 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせた者   | 1年以下の懲役又は<br>100万円以下の罰<br>金                | 第109条第4号  |
| 第40条第1項<br>(監理責任者の設置<br>等) | 第40条の規定に違反して事業所ごとに監理責任者を<br>選任しなかった者  | 30万円以下の罰金                                  | 第112条第10号 |
| 第41条<br>(帳簿の備付け)           | 第41条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者  | 30万円以下の罰金                                  | 第112条第11号 |
| 第44条<br>(秘密保持義務)           | 正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した監理団体の役職員   | 1年以下の懲役又は<br>50万円以下の罰金                     | 第110条     |
| 第46条(禁止行為)                 | 第46条の規定に違反して暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制をした者   | 1年以上10年以下<br>の懲役又は20万円<br>以上300万円以下<br>の罰金 | 第108条     |
| 第47条(禁止行為)                 | 第47条の規定に違反して技能実習に係る契約の不履行についての違約金の定め等をした者   | 6月以下の懲役又は<br>30万円以下の罰金                     | 第111条第4号  |
| 第48条第1項<br>(禁止行為)          | 第48条第1項の規定に違反して、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券又は在留カードを保管した者   | 6月以下の懲役又は<br>30万円以下の罰金                     | 第111条第5号  |
| 第48条第2項<br>(禁止行為)          | 第48条第2項の規定に違反して、技能実習生に対し、<br>解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収<br>その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行わ<br>れる時間以外における他の者との通信若しくは面談又<br>は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者 | 6月以下の懲役又は<br>30万円以下の罰金                     | 第111条第6号  |
| 第49条第2項<br>(申告)            | 第49条第2項の規定に違反して、申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした者  | 6月以下の懲役又は<br>30万円以下の罰金                     | 第111条第7号  |
| 第54条第4項<br>(事業協議会)         | 正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者  | 1年以下の懲役又は<br>50万円以下の罰金                     | 第110条     |
| 第56条第4項<br>(地域協議会)         | 正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者  | 1年以下の懲役又は<br>50万円以下の罰金                     | 第110条     |